



STOP 滞納!!

税金は納期限までに納めましょう 問合せ/税務課 (979-8107)

町民の皆さんに納めていただいている税金は、教育・福祉などのサービス、道路・水路や公共施設の維持管理など、よりよいまちづくりのために活用される貴重な財源です。納期を守って納付している皆さんとの公平性を保ち、町税の徴収を適正に確保するためにも、町では法に従い、厳格な滞納整理を行っています。毎年11月と12月は滞納整理強化月間として、静岡県、県内各市町、滞納整理機構が連携して税の徴収の強化に取り組んでいます。



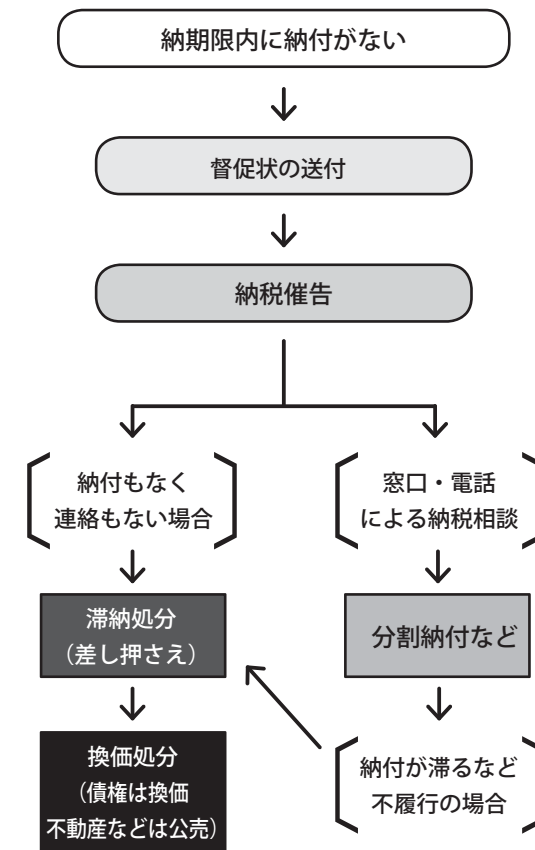
●税金を納めずにいると

◆差し押さえなどの強制処分を受けます。納期限までに納付いただけない場合は、督促状を送付します。督促状を送付して、なお納付いただけない場合は催告書などで催告（納税のお願い）を行います。それでも納付いただけない場合は、法に基づき預貯金口座、生命保険の契約内容、勤務先の給料、自営業の人は取引先などへの調査を行い不動産や動産（自動車、貴金属、電化製品など）、債権（給与、預貯金、生命保険など）を差し押さえます。差し押さえは法律に基づく自力執行権により裁判所を介さず町の判断で実施する強制処分です。

▼年度別差し押さえ件数実績（単位:件）

年度	不動産	動産	債権	合計	月平均
H29	2	0	373	375	31
H30	2	2	435	439	36

処分の流れ



●住宅ローンなど借入の返済は納税 できない理由になりません

法律により、税金はすべての債務（借金など）より優先すると定められています。（地方税法第14条）
住宅、車、カードなどのローンがあるから納税できないというのは、納税できない理由として認められません。

●滞納税が累積して高額になると

滞納税が累積して高額になったり、悪質な場合など徴収が困難な案件は、滞納整理の専門機関である静岡地方税滞納整理機構へ移管します。財産調査や滞納処分を迅速、確実に行います。令和元年度には25件を移管しました。

●静岡地方税滞納整理機構

静岡地方税滞納整理機構は、平成20年1月に県と県内各市町が設立した広域連合です。平成20年4月から本格稼働し、11年が経過しました。機構は、県と市、町から派遣された職員が、県・市・町から移管された徴収困難な滞納税を、差し押さえや公売といった滞納処分を行うことにより徴収する機関です。

まずはご連絡ください!

納税相談を 実施しています



納期限内での納付が困難な特別な事情（失業、事業廃止など）がある場合は、そのまま放置せずに税務課へご相談ください。月曜日～金曜日は8時30分～17時15分、水曜日は事前にご連絡いただければ、19時まで相談を受けることができます。

休日にも納税相談会を実施しています。平日に、納税相談が困難な人はぜひご利用ください。

休日納税相談会

日時：12月15日（日）
8時30分～12時30分
場所：役場1階税務課窓口

●コンビニ納付を ご利用ください

納付は、金融機関の窓口かコンビニエンスストアでお願いします。コンビニエンスストアを利用する場合は、納期限内であれば24時間いつでも納めることができます。※30万円を超える納付書、納期限を過ぎた納付書はコンビニエンスストアで納付することができません。

●口座振替をご利用ください

忙しくて納付に行く時間のない人には、便利な口座振替をお勧めしています。口座をお持ちの指定金融機関（納付書などの裏面に記載されている金融機関）に預金通帳と届け出印を持参のうえ、お申し込みください。また、町外の金融機関には振替依頼書（申込用紙）を用意していない場合がありますので、あらかじめ税務課へ振替依頼書をご請求ください。